

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二五
- 計量器の定期検査を実施する件 二五
- 福島県病院局
○ 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程 二五

告 示

福島県告示第四百二号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成三十年四月二十三日救急病院として認定した。
 平成三十年五月一日

名称	所在地	福島県知事	内 堀 雅 雄
済生会福島総合病院	福島市大森字下原田二五番地	認定有効期限	
			平成三三年四月二二日 (地域医療課)

福島県告示第四百三号
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成三十年五月一日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査
 福島県知事 内 堀 雅 雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所

喜多方市	河沼郡湯川村	同 郡警梯町	同 郡北塩原村	耶麻郡猪苗代町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり
同	六月一三日 午前九時三〇分 午前十一時三〇分 午後一時三〇分	六月一三日 午後一時三〇分 午後四時まで	同 午前十一時一五分 午後一時一五分	六月六日 午前十一時三〇分 午後一時三〇分 午後四時まで	六月五日 午前十一時三〇分 午後一時三〇分
喜多方市塩川体育館	湯川村公民館	警梯町中央公民館	北塩原村自然環境活用センター	猪苗代町役場	中ノ沢体育館

午後四時まで	六月一四日 午前九時三〇分から 午前一時三〇分まで	喜多方市高郷総合支所	同	六月一九日 午後一時三〇分から 午後四時まで	喜多方市松山公民館	同	六月二〇日 午前九時三〇分から 午前一時三〇分まで	喜多方市農村婦人の家
午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで	六月二二日 午前九時三〇分から 午前一時三〇分まで	喜多方市熱塩加納体育館	同	六月二一日 午前九時三〇分から 午後一時から 午後四時まで	同	同	六月二二日 午前九時三〇分から 午後一時三〇分まで	同

福島県病院局

(計量検定所)

右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	六月二五日から七月二三日まで(火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	福島県計量検定所
喜多方市、耶麻郡北塩原村、同郡磐梯町、同郡猪苗代町及び河沼郡湯川村	非自動はかり、分銅及びおもり	一一月一日から一二月二一日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

午後一時から 午後三時まで	午後九時から 午前一時三〇分まで	午後三時から 午後四時まで	
------------------	---------------------	------------------	--

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年5月1日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第14号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「6,800円」を「7,300円」に改め、同項第2号ア中「3,300円」を「3,550円」に改め、同号イ中「2,900円」を「3,100円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「2,150円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。